

議長		副議長		局長		補佐		係長		係員	
----	---	-----	---	----	---	----	--	----	---	----	---

令和7年11月10日

多賀城市議会議長 殿

会派等名 無会派

代表者名 米澤 まき子 

研修等報告書

このことについて、下記のとおり参加したので、概要を報告します。

記

1 報告者（参加者）

(1) 代表 米澤 まき子 

2 参加した研修会等の概要

研修期間：令和7年10月16日（木）

研修会等名称：議会運営を支える議長・委員長と議会運営委員会の実務

研修主催者：(株)廣瀬行政研究所

研修場所：としま区民センター

研修概要（講師、日程、内容等）：添付主催者資料のとおり

3 研修の概要

別紙のとおり

4 所感（今後の市政に資する点）

別紙のとおり



【研修の概要】

議員の資質向上と問う議会が有する監視機能及び政策立案機能をより一層充実、強化するため。特に議会事務局と連携を保ち、直面する課題に対し、議会がその役割を果たし、更なる住民福祉の向上を図るためのセミナーである。

[1] 議長・委員長の権限

(1) 概略

* 議長の権限

秩序維持権・議事整理権・事務統理権・議会代表権

* 委員長の権限

議事整理権・秩序保持権

(2) 秩序保持権（地方自治法 129 条、137 条）

* 議員に対するもの * 制止 * 発言取り消し（明確な基準はない・議会で整理しておくこと・議運と議長で責任の分散）

* 発言禁止（全て・部分的発言の禁止。禁止前に数回の注意が必要。その日の会議のみ適用）

* 議場外への退去（議場への警察介入は不可。議会事務局職員の実力行使が可能）

* 欠席議員に対する懲罰動議提出権（出席すべき議会に出席しない場合）
悪例を残さないよう権利を行使することが必要

(3) 傍聴人に対するもの

* 制止 * 退去命令（傍聴人全員の退場またはのみ特定人退場）

* 警察官への引き渡し（議長と市長の連名で要請）

全て本会議においてのみ。委員会においては委員会条例に定めがあり、それ見基づく

(4) 議事整理権（会議の議事を円滑に行うための一切の権限。会議規則に規定）

* 議案の受理（定例会初日のみ議案を受理できる）

* 委員会付託

* 議事日程の作成（議運は意見を聞かれているだけで、議事日程を決めるのは議長）

- *議題の宣告
- *発言の許可 等

(5) 事務統理権（議会の庶務を統理する権限。地方自治法 138 条における議会の事務）

- *会議録の作成
- *議決後の予算、条例の送付 *閉会中の副議長、議員の辞職許可
- *会議結果報告 *事務局職員の任免

(6) 議会代理権

- *意見書の提出 *100条調査における証人の出頭 *公聴会の開催
- *請願の受理 *執行機関の出席要求

議会を代表する権限を有するため、裁判では議長も被告になりうる

[2] 通告と通告外、議題外の発言

(1) 質問通告とは

議長が定める一定の期間内に質問を希望する議員が議長に対し質問内容の要旨を伝えること

(2) 文書通告の必要性

質問内容が市の事務の範囲外のものである場合や、質問の内容が個人のプライバシーや議会の品位を傷つけるようなものである場合等に議長が当該質問を許可しない運用を取るため

質問の人数や内容を把握し、重複質問や質問順序・質問人数の調整をするため

*（通告を認めないことも必要。当該自治体の行政のみ質問可能。通告外質問について文書で残しておく方がよい）

*執行機関があらかじめ議長から質問の通告書を受け取ることにより、十分な答弁準備が行えるようにするため

(3) 質問の範囲を超えた通告書・通告外の発言の取り扱い

*当該団体の事務の直接関係ない質問の通告が行われた場合、議長は当該団体の事務以外の通告部分は有効な通告とみなすことができない。

➡議長は当該部分の通告書からの取り下げを通告議員に勧告する必要がある。

➡勧告に従わない場合、通告書全部が無効ではないので、議長は当該部分の質

問を許可しない旨通告することになる。

*上記の取り扱いをしたにも関わらず、本会議における質問において、当該部分の質問がなされた場合、議長は通告外の発言として地方自治法 129 条に基づき

⇒発言許可していない旨を当該議員に注意

⇒それでも質問を続ける時は、発言禁止を命ずる

⇒なお発言を続ける時は退場を命じる必要あり。

「市政全般について」 「政治姿勢について」などの要旨に該当しないので注意！

(4) 議題外の発言

*質疑は議長の議題宣告により、議題となった案件に対する疑義しか述べることができない。

*自分の意見は言えない。

例えば条例案を議題として質疑を行っている際に、条例案に関連する補正予算についての質疑を補正予算を議題としていないのに行うことはできない。

議長が議題外の発言として、適宜注意しないとそれが先例となり、議題外の発言をしても注意することができなくなる。

[3]不穏当・不規則発言

(1) 意義

不穏当発言⇒良識を有する者が発言しない発言

不規則発言⇒議長の許可に基づかない発言

(2) 不穏当発言の判断は自治体により様々

(3) 不規則発言

黙認される不規則発言：議会の審議を活性化する相槌や掛け声による野次は場合によってその効用からある程度黙認

問題となる不規則発言：明らかに発言の品位を書いた特定の人格等に対する誹謗や中傷等の野次は許されない。

(4) 不穏と発言の該当基準

*無礼な発言 *他人の私生活にわたる発言

* 発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言

* 基本的人権を侵害する発言 (LGBT、宗教)

(5) 緊急動議

緊急動議：

動議の発議者が当該動議に緊急性があるため、直ちに議題とすることを求める動議をいう。

但し、法上または会議規則上そのような規定は存在しない。

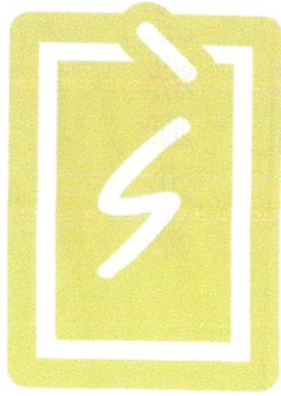
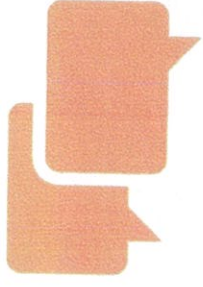
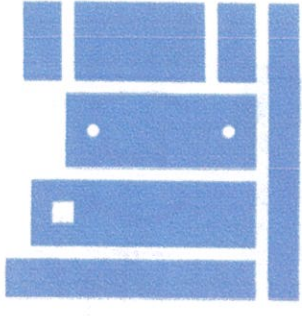
緊急防災の取り扱い方法：

緊急動議としては発議された動議は、動議提出者の表現だけで先決性を有するとは言えず、動議の内容によって緊急性の有無を判断して取り扱う。

【所感】

自治体において議会は重要な機関ですが、これまで執行部と議会は両輪と使いこんでいましたが、議長と委員長としての実務の研修を受け、改めて、円滑な審議の進め方と執行部との健全な緊張関係にしなければならないと猛省。

又、これまでの委員会・本会議のあり方は、「議題外の発言」「不適切発言」「質疑・「質問」の違いにも気づかない議会であったことに今回の研修をしっかりと身に着け、健全な執行部との関係をつくっていきたいと考えております。



議長・委員長のための議会運営 の基礎と実践

株式会社廣瀬行政研究所
廣瀬 和彦



(2)秩序保持権

議長の秩序保持権とは、議場を混乱に陥れることなく、議事を円滑に運営するための権限をいう。

具体的な主な根拠規定として、地方自治法129条、130条、131条、137条に規定。

秩序保持権は①議員に対するもの、②傍聴者に対するものがある。

☆横浜地裁平成16年4月28日判決②

議長に対し、国旗の掲揚に抗議していたところ、原告甲野花子が、突然、議長席のある約50センチメートルの高さのある壇の上に駆け登り、国旗のポールを両手でつかむ行為に出た。→市会事務局の職員らは、急いで原告甲野花子に近づき、原告の右手の上からポールをつかんだり、背後から原告の肩等をつかんで後方に引いたり、原告の手首をつかんで原告の手からポールを離させようとするなどの制止行為に及んだ市会事務局職員の原告甲野花子に対する上記制止行為は、そのような危害の発生ないし物品の破損を防止するためにとられたものとして、人身に対する危害の発生を防止し、物品を適切に管理する職責を有する事務局職員としての正当な職務行為に当たると認められるのが相当である。・・・上記制止行為により、前記第3の基礎となる事実3(6)のように、原告甲野花子の両前腕部に擦過傷と皮下出血を生じさせたとしても、制止行為の態様や原告甲野花子が負った傷害の程度が軽微であることに照らせば、上記行為は、正当業務行為の範囲内にあるものとして違法性が阻却され、不法行為は成立しないと認められるのが相当である。

①議員に対するもの(地方自治法129条)

議員に対するものとして、会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱すとき、①制止権、②発言取り消し命令権、③発言禁止命令権、④議場外への退去命令権がある。
また、議場が騒然として整理することが困難であるときに、会議の閉議権・中止権がある。

【地方自治法129条】

- ①普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。
- ②議長は、議場が騒然として整理することが困難であるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

☆横浜地裁平成16年4月28日判決①

【概要】

平成14年6月5日の本会議の当日、本会議の開会前から議長席等を占拠し、本会議の開会を妨害したこと、原告らが議長席等を占拠し続けたため、議長がやむを得ず議長席の横に立って開会を宣告するという異常事態を招いたこと、原告らは、開会後も、議長の着命令あるいは退場命令にも従わず、議長席等を占拠し続けたため、議長がやむを得ず休憩を宣告せざるを得ない状況となったこと、原告らは、休憩中も議長席等を占拠し続けたため、約6時間もの議会の空転を招いたこと、原告らは、本会議再開後も、議長が改めて退場を命じたのに、これに従わず、最終的には、議長の命を受けた事務局職員により議場外に退場させられたという異常事態を生じさせたこと、その結果、当日予定されていた中田新市長と各会派代表との補正予算等の質疑を行うことができなくなるといふ事態を招いた→2人の議員に対して除名の懲罰

☆発言の制止と禁止の関係

議長が発言の禁止を命ずる場合、議長は、その前段階として、注意、制止命令を出す必要あり→議長の注意、制止があったにもかかわらず、これに従わないときに禁止の措置をとることになる。

議長による発言の禁止命令の時間的制約は、最大限「その日の会議」に限られる。（地方自治法129条）

発言禁止の時間制限

議題を特定した禁止制限

発言禁止の解除

可能

可能

可能

☆議員への退場命令における問題

議長の退場命令に対して議員に対し、議会事務局職員による実力行使、警察官による実力行使の考え方に問題あり

議会事務局職員による実力行使

警察官による実力行使・引き渡し

可能

不可能

☆議員に対するもの(地方自治法131条)

議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるとき、**議員による議長への注意喚起権**がある。→委員会には直接適用とならないことに注意

【地方自治法131条】

議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

☆委員に対するもの

【市委員会条例22条・町村委員会条例20条】

- ①委員会において地方自治法、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。
- ②委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
- ③委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

☆ 秩序維持権と懲罰の違い

	対象範囲	議決の要否	行使の主体	秩序維持の程度	取り消しの是非
秩序維持権	議員だけでなく 執行機関、議会 事務局職員、傍 聴人、公述人、 証人など幅広い 範囲を対象	議長のみ の判断で 議決は不 必要	議長の専権	軽度の秩序 維持	取消可能
懲罰	議員のみが対象	議決が必 要	原則として 議員による 懲罰動議の 提出	重度の秩序 維持	取消不可

☆議員に対するもの(地方自治法137条)

本会議の決(議長の権限)

議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席した場合、議長が招状によっても正当な理由なく出席しない場合の議長の懲罰動議提出権がある。→本会議のみが適用・委員会に適用なし

【地方自治法137条】

普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を發しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

☆委員に対するもの

【市議会会議規則91条】（町村は直接の規定なく町村会議規則2条を準用）
①委員は、公務、疾病、疾、看護、看児、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できなければ、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならぬ。→やむを得ない事由かどうかどうかの判断権を委員長に与えておらず、単なる届出制としている。そのためやむを得ない事由がないとして懲罰の対象とすることはできない。

1. 議長・委員長の権限 (1) 概略

議長の権限

秩序維持権・議事整理権・事務統理権・議会代表権

【地方自治法104条】

普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

委員長の権限

議事整理権・秩序保持権

【市委員会条例11条・町村委員会条例10条】

委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

②傍聴者に対するもの(地方自治法130条)

会議の妨害するとき議長は傍聴人に対し、**①制止権、②退場命令権、③警察官への引き渡し権**がある。また傍聴席が騒がしいときは、議長は傍聴人に対し**退場命令権**がある。さらに会議の傍聴に関し**傍聴規則制定権**もある。

【地方自治法130条】

- ①傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合には、これを当該警察官に引き渡すことができる。
- ②傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。
- ③前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

傍聴規則制定権
警察官への引き渡し権
制止権
退場命令権

②傍聴者に対するもの(委員会)

【市議会委員会条例19条・町村議会委員会条例17条】

- ①委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
- ②委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

☆先決動議3つの基準以外の例外基準

先決動議の内容が議会の構成に関する場合、他の先決動議より先議

休憩、散会、延会を要求する動議は会議を続行するかどうかを決定する動議であり先議

長に対する不信任動議は先議

(3) 議事整理権

議事整理権とは会議の議事を円滑に行うための一切の権限をいう
→ 会議規則に具体的に規定

議案の受理

委員会付託

議事日程の
作成

議題の宣告

発言の許可
等

②傍聴者に対するもの(委員会)

【市議会委員会条例19条・町村議会委員会条例17条】

- ①委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
- ②委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(4) 事務統理権

事務統理権とは議会の庶務を統理する権限をいう→議会の庶務とは地方自治法138条における議会における事務をいう

会議録の
作成

議決後の
予算・条
例の送付

閉会中の
副議長・
議員の辞
職許可

会議結果
報告

事務局職
員の任免

図書館の
管理
等

(5) 緊急動議

緊急動議とは

動議の発議者が当該動議に緊急性があるため、直ちに議題とすることを求める動議をいう。但し、法上又は会議規則上そのような動議の規定は存在しない。

緊急動議の取り扱い方法

緊急動議として発議された動議は、動議提出者の表現だけで先決性を有するといえず、動議の内容によって緊急性の有無を判断し取り扱う。

(5) 議会議代表権

議会議代表権とは合議体の議会議を代表する権限をいう

100条
意見書の
提出

100条調
査における
証人の
出頭

公聴会の
開催

請願の受
理

執行機関
の出席要
求

長の退職
申し出
等

☆先決動議の競合の具体例



休憩の動議と散会の動議が提出されれば休憩の動議を先議する必要あり

特別委員会への付託の動議が提出されれば、特別委員会への付託の動議を先決する必要あり

議長不信任動議と議長不信任動議が提出されたならば、現状を肯定する議長不信任動議から先議する必要あり

☆訴訟の代表権

議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟について、議長が当該普通地方公共団体を代表する→地方自治法118条5項における場合等

【地方自治法105条の2】

普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。
→抗告訴訟における被告適格が行政主体となっているため

☆行政実例昭和24.12.1

○動議の採択（行実昭24.12.1）
問 議会で議員から動議が提出され賛成者があったとき議長はその動議を必ず採択して議題としなければならないか。
答 会議規則の定めによるものであるが、一般的にはお見込みのとおり。

2. 通告書と通告外、議題外の発言 (1) 質問通告とは

質問通告

標準市議会会議規則62条2項・
町村議会会議規則61条2項

議長が定める一定の期間内に、質問者は、議長の定めた期間内質問を希望する議員が議長に対し、議長にその要旨を文書で通し質問内容の要旨を伝えること。告しなければならない。

※委員会では通告を原則としていない

【市議会会議規則115条・町村会議規則67条】

委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(3) 動議の議題の時期

動議を議題とするための要件

動議の議題の時期

動議は直ちに議題とする必要があるか

動議が成立しても自動的に議題にはならず、議長による議題宣告があつて議題となる

動議が成立することが要件

動議が成立した後、直ちに議題としないからといって、動議は消滅しない。→議長は動議が提出された会期中に議題とする義務を負う
(行実昭24.12.1)

☆委員会質疑における通告

発言通告書

令和 6年 2月20日

新城市議会議員 様

新城市議会議員 山口 洋一

下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	交付	年月日	午前/午後	9時08分
発言の種類	一般質問・本会議質疑	委員会質疑	討論	(該当に○印を記入)	
発言事項	一般質問の場合は件名、質疑・討論の場合は議案番号及び議案名、				
発言要旨	(一般質問・質疑の場合はその要旨、討論の場合は反対・賛成の別。)				
第15号議案	令和5年度新城市一般会計補正予算(第14号)				
議出	2-1-1	一般管理費	国際交流基金設立事業	P 23	
	(1)	国際交流基金設立事業への積立金の算出基礎は、			
	(2)	令和6年度予算の多文化共生事業との関連性は、			
7-1-3	観光振興費	湯谷温泉配湯事業	P 35		
	(1)	A重油の価格変動の詳細は、			
	(2)	使用量の増量の詳細は、			
	(3)	汲み上げポンプ取替工事の詳細は、			
10-5-4	学校給食施設整備費	学校給食施設改築事業	P 43		
	(1)	駐車場舗装工事は追加工事か、			
	(2)	駐車場舗装工事の施工箇所は、			
11-1-1	農地農業用施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	P 45		
	(1)	当初の工事請負費の詳細は、			
	(2)	工事内容の変更詳細は、			

予算特別委員会質疑通告書

(質疑日: R6. 3. 18 ①)

【吉谷 徹】 日本共産党

千歳市議会

1 市政執行方針

(1) サンクエアララーに対する支援について

2 総務費

(1) 次世代エニアモビリティ調査・普及啓発事業費

3 民生費

(1) こども食堂完結後事業費

4 商工費

(1) サードモンハンパーク管理経費

(2) 道の駅リニエールモール事業費

5 消防費

(1) 災害応急対策用品等整備事業費

6 教育費

(1) 給食費保護者負担軽減上げについて

(2)議事進行上の発言

議事進行上の発言に関する委員会

意義

議事進行上の問題について発言通告書の提出を必要とせず、議長に対し質疑や注意をしたり、又は希望を述べるための発言をいう・1人で可能

発言の範囲

議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ

【市議会会議規則58条】

- ①議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。
- ②議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(2)文書通告の必要性

①質問の内容が市の事務の範囲外のものである場合や質問の内容が個人のプライバシーや議会の品位を傷つけるよう、なものである場合等に議長が当該質問を許可しない運用を取るため

②質問の人数や内容を把握し、重複質問や質問順序・質問人数の調整をするため

③執行機関があらかじめ議長から質問の通告書を受け取るにより十分な答弁準備が行えるようにするため

5. 動議・議事進行発言 (1) 意義と提案方法

動議とは

一般に議案以外のもので、会議の意思決定を求めめる提案をいう(市会議規則16条)・動議は法または会議規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に○人以上の賛成者を必要とする

提案方法

動議は一般的に会議の途中において発議され、その方法は、①原則として口頭により発議する、②案をそなえる必要がない

(3) 質問の範囲を超えた通告書・通告外の発言の取り扱い

当該団体の事務に直接関係のない質問の通告が行われた場合、議長は当該団体の事務以外の通告部分は有効な通告とみなすことができなない。→議長は当該部分の通告書からの取り下げを通告議員に勧告する必要あり。→勧告に通告議員が従わない場合、通告書全部が無効ではないので、議長は当該部分の質問を許可しない旨を通告することとなる。

上記の取り扱いをしたにもかかわらず、本会議における質問において当該部分の質問がなされた場合、議長は通告外の発言として地方自治法129条に基づき、①発言を許可していない旨を当該議員に注意、②それでも質問を続けるときは発言禁止を命ずる、③なお発言を続けるときは退場を命じる必要あり。

(2)傍聴者に対する権限 (地方自治法130条)

会議を妨害した時の権限

審議中の案件や議員の発言に対し傍聴席から発言した場合の措置

傍聴人全員に対する退場命令権

傍聴席が騒がしい時の退場命令

傍聴規則の制定権

平穏な会議運営を語り傍聴人の権利を褒賞するため規則の制定が義務付けられている

(4) 議題外の発言

質疑は議長の議題宣告により議題となった案件に対する疑義しか述べることができない

例えば条例案を議題として質疑を行っている際に、条例案に関連する補正予算についての質疑を補正予算を議題としていないのに行うことはできない。

議長が議題外の発言として適宜注意しないと、それが先例となり議題外の発言をしても注意することができなくなる

4.傍聴人 (1)会議公開の原則

【地方自治法115条】

- ①普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
- ②前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

傍聴の自由

報道の自由

会議録の公開

(2)不穏当発言の判断は自治体によりさまざま

浦添市議会における市長の弟が指定管理者になることの是非について道義的にどうなのかという質問は一般的に不穏当と認定することは難しい。



しかし、発言時における状況、議会の構成、それまでの議員としての発言状況などの様々な状況が絡み合っって議会の自律権の一環として判断するので議会により判断は様々となり法的には問題ないこととなる。

(12) 発言取り消しと当該発言に対する議員の責任の関係

発言の取消しが議会において許可されれば当該発言は最初から発言がなかったこととなる

発言取消しの効果によって当該発言に対する発言した議員の責任は消滅しない

(3)不規則発言

黙認される不規則発言

議会の審議を活性化する相槌や
掛け声等による野次は場合に
よってその効用からある程度黙
認（やじと拍手は議会の花）

問題となる不規則発言

明らかに発言の品位を欠いた特
定の人格等に対する誹謗や中傷
等の野次は許されない

☆愛知県議会発言取消命令訴訟②（最終） （小一）平30・4・26）

【論点】

- ①議長又は委員長による議員又は委員への発言取り消し命令について、取り消しを命じられた議員が違法な発言取り消しであるとして訴訟で争うこと可能であるのか。
- ②また①を踏まえただうえで、配布用の会議録に発言の取り消しを命じた発言を掲載しないことは議長又は委員長の権限乱用といえるのか。

(8) 発言取消命令が行える期間

議会運営実務提要

地方公共団体の議会運営（砂子田隆）

平成30年4月26日最高裁判決

議長の発言取消し命令は、会議において現に存する混乱の危機を回避し、議場の秩序を維持するため、いわば緊急避難的な措置として、これを認められているものであり、その発動はそのような事由が現に存している場合、すなわち、当該会議中においてでなければならぬ。

議長は、発言がすでに配布用会議録に登載された後においても、不穏当な言辞であること認めるときは、その言辞について当該発言者に注意し、その結果、会期中にこれを取り消させ、あるいは訂正させることができる。

議員の議事における発言に関しては、議長に当該発言の取消しを命ずるなどの権限を認め、もって議会が当該発言をめぐる議場における秩序の維持等に関する係争を自主的、自律的に解決することを前提としていものと解され、議員に対する発言の取消命令の適否は、司法審査の対象とはならないと解する。

議長による発言取消命令は不穏当発言が行われた会議当日だけでなく、会期中であれば可能。

☆参考条文

【地方自治法129条】
普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を禁じ消させ、その命令に従わなるときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

【市議会会議規則65条・町村会議規則64条】
発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

☆愛知県議会発言取消命令訴訟①（概要）

- ①平成26年9月29日、定例県議会的一般質問において、A議員がB県知事に対し政治団体等に関する発言を行った。
- ②発言の後、B県知事から、A議員の発言の中には事実を誤認している部分があるとの指摘がされた。また、出席議員の中からも、同発言中に不穏当と思われる箇所があるため、県議会議長において速記録を精査した上で善処すべきであるとの指摘がされた。
- ③県議会議長は、平成26年10月7日付けで、A議員に対し、地方自治法129条1項に基づき、発言のうち一部分を取り消すよう命じた。
- ④A議員の発言のうち議長に発言取り消しを命じられた部分は、配布用会議録・ウェブサイトで公開されている会議録・会議中継録画から削除。
- ⑤A議員から発言取消命令の取り消しを求める訴えが提起。

(4)不穏当発言の該当基準

①無礼な発言

②他人の私生活にわたる発言

③発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言

④基本的人権を侵害する発言(LGBT等)

★愛知県議会会議録(政治団体等に関する質問)

愛知県議会 会議録の閲覧と検索

平成26年9月定例会 (第5号) 本文 2014-09-29

検索結果一覧に戻る 検索をやり直す ヘルプ

全文表示 印刷表示 全文印刷

文字サイズ 大きく 標準 小さく ツール 印刷用ページ 別窓表示 ダウンロード 表示し修正

文書 検索

文字サイズ 大きく 標準 小さく ツール 印刷用ページ 別窓表示 ダウンロード 表示し修正

45

(百三番筒井タカヲ君登壇) (拍手)

○百三番 (筒井タカヲ君) 発議通告に従ってお尋ねしてまいります。
平成二十六年九月議会の最大の関心事は何であろうか。もちろん、知事から提案された議案に関する審議事項でもあるが、先日、各党代表質問でも触れられていた来着早々に行われる知事選挙にあることは明白です。

議員と知事とは、いずれも国民から選ばれた立場でのお互いが二元代表制を尊重する中で、提案権のある知事の方針、施策を議員が議会で検証していく構図であります。決して知事に対して議員が従従したり横柄する場ではありません。

以下、発議通告に従って質問してまいります。内容についてはすり合わせなしのものが中心です。

1 ○議案(三浦孝司君) (七百七十五字削除)

2 ○議案(三浦孝司君)

3 ○四十六番(高桑敬雄君)

4 ○健康福祉部保健医療課長(加藤昌弘君)

5 ○教育長(野村道朗君)

6 ○知事(大村秀章君)

7 ○四十六番(高桑敬雄君)

8 ○議案(三浦孝司君)

9 ○四十番(徳島純一君)

10 ○産業労働部農(小山和久君)

11 ○総務部長(平松運巳君)

12 ○知事(大村秀章君)

13 ○四十番(徳島純一君)

14 ○議案(三浦孝司君)

15 ○五十四番(安藤としき君)

16 ○建設部長(平井雄二君)

17 ○警察本部長(木岡保雄君)

18 ○地域振興部長(榎田昌也君)

総務省から発表され、選挙管理委員会から公開されている資料で、平成二十三年七月二十九日に開催した政経セミナーでのパーティー収入総額は五千七百四十七万三千九百五十円、取りまとめた世帯数は五百十八人で、何と六百八十四人も参進、何と何と知事当選後わずか五月で二千三百三十五万五千五百円もの増収となりました。

知事に就任されて一年後には、大村ひであき政経パーティーの収入は約六千万円まで急上昇、ことしの五月二十五日に開催された三回目となる大村ひであき政経パーティーは、当日が两天にもかかわらず、二千名以上の参加者であったとのマスコミ報道でした。

政経パーティーなる政治資金集めは、もうこの辺でおやめなさいと強く私は申し上げているのであります。高弁を求めます。

冠に抱かず、せめて政治団体参成会主催でもって開催されるよう懇望をいたします。この件について、大村秀章氏の高弁を求めます。

知事を続けるのに巨額のお金が必要なのか、理解が私にはできません。いつまでこんなお金の集めを続ける必要があるのか、その目的をお答えください。はっきりとした高弁をしてください。

(四百二十三字削除)

(6) 発言取り消し留保宣告の活用

発言取り消し留保宣告

議長が議員の発言が不穏当発言がどうか直ちに判断がつきたくないものについて、後刻速記を議会運営委員会等で確認して必要に応じて発言を取り消すことができると必要に
ずしも取り消すとは限らない。また、会期中に発言取り消し留保宣告をすれば、閉会中においても適宜議長において留保宣告に基づき発言取り消し命令を出すことが可能

発言取り消し留保宣告の次第

【議長の取り消し留保宣告】

先ほどの○○議員の発言につきましては後刻速記を調査のうえ議長において適宜措置いたします。

☆ 最決(小一)平30・4・26 ③

①に対する判決概要

地方自治法129条等は議員の議事における発言に關しては、議長に当該発言の取消しを命ぜらざるなどの権限を認め、もって議会在が当該発言をめぐり議場における秩序の維持等に関する係争を自主的、自律的に解決することとを前提としているものと解される。ゆえに、議長の議員に対する発言の取消命令の適否は、司法審査の対象とはならないと解するのが相当である。

②に対する判決概要

会議規則における会議録の規定は議長に議場における秩序の維持等の権限を認めたる地方自治法104条及び129条1項の規定を前提として定められたものと解される。それゆえ議長による会議録の調製等について具体的な規律を定めたものにとどまると解するのが相当であり、議員に對して議事における発言が配布用会議録に記載される権利利益を付与したものであるといふことはできない。(議
会だよりも準用可)

(5) 発言取消し方法

① 発言者自身による発言の取消し

② 法129条1項に基づく議長の秩序維持権による取消し命令又は取消し留保の宣告（前段として発言取り消しを申し出るかどうかの勧告が適当）→本会議で議長が取り消し命令をすぐ出すことは異例→議員等の指摘により議長が議会議事運営委員会に当該発言が不穏かどうか諮問して答申に従い措置

③ 他の議員による発言取消しを要求する動議（可決されると出席議員の過半数以上が不穏当発言として認識し取り消すことを求めていることとなるため、議長が何ら対応しないと議長の責任を問われる可能性がある）

(11)閉会中における発言取り消し

発言取消し申し出期間

閉会中における継続審査中の委員会において不穏発言がなされた場合、当該発言を行った日に発言取り消し申し出が必要

懲罰動議の提出における留意点

不穏な言動に対する懲罰動議提出は事実上不可能。(懲罰事犯の日から起算して3日以内に定例会又は臨時会を招集することは現実的に困難)

3.不穏当・不規則発言 (1)意義

不穏当発言

良識を有する者が発言しない発言

不規則発言

議長の許可に基づかない発言

(13)議場外における不穏当発言の取扱い

法的措置

懲罰・処分要求の対象とならない・刑事・民事の裁判で対応

事実上の措置

議員に対する注意勧告等の決議

最高裁昭和28.11.2議会の運営と全く関係のない議員の議場外における個人的行為は、懲罰事由とすることができない

☆通告書記載例①

令和元年亀岡市議会定例会6月議会 一般質問通告書

番号	質問者 質問日時	質問事項	質問要旨	答弁者
1	赤坂マリア 6月12日(水) 10:00~ ※一問一答	1 選挙の投票率について	<p>今年の統一地方選挙のうち、59の市域選挙の投票率は47.5%、市議会議員選挙は28.3市で行われ、投票率は45.57%であり、過去最低となった。また、亀岡市議会議員選挙については、第14回は58.02%、第15回は51.92%、第16回は47.97%、第17回は47.27%と下がっている一方で、この12年では10%以上下がっている。</p> <p>(1) このままでは、亀岡市長選挙の投票率も下がってしまうと考えるが、投票率が低い現状を市長はどう考えているか。</p> <p>(2) 選挙管理委員会委員長としてはどう考えているか。</p> <p>(3) 投票率アップのために、市長は何か考えている対策はあるか。</p> <p>少子高齢化の中、若い方々の政治への関心を高めることも含め、亀岡市として早急に投票率をアップさせる必要があると考える。</p> <p>(4) 期日前投票期間中に1人でも多くの有権者に、いかに投票に足を運んでもらえるかが大事だと考えるがどうか。</p> <p>従来の広聴だけでは、今後ますます関心が薄れ、棄権する有権者が増えてくる。期日前の投票率をアップさせるためのイベントを考えてはどうかと考える。</p> <p>(5) 家族で参加したくなるイベントを企画し、楽しんで選挙に参加してもらええる仕組みづくりについて、市長はどのように考えるか。</p>	市長 選挙管理委員会 委員長

会議規則62条2項で「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」としているので要旨つまりある程度質問の内容がわかる程度、例として施策や事業等を記載すればよく、実際に質問する文言を全文記載する必要はない。

「市政全般について」「政治姿勢について」などは要旨に該当しないので注意。

(7)議長・委員長の不穏当発言に対する対応 手法

(1)議事運営における 対応
(2)会議録における取 り扱い
(3)秩序違反としての 対応

発言の取消により対 応
配布用会議録に記載 する必要はない
侮辱に対する処分要 求又は懲罰による対 応

(9)議長による発言取消命令の効力

地方自治法129条における議長の発言取消命令は議員による不穩当発言を取り消すことを命令することであり、当該命令により発言が取り消されるものではない。



不穩当発言者による発言取消し申し出がなされ、議会で許可して発言取消の効力が生じる。

※市議会会議規則87条・町村会議規則126条で「前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第65条(64条)(発言の取消又は訂正)の規定により取消した発言は、掲載しない。」

(4)動議と日程追加

動議はその性質によって、日程追加を要する動議と日程追加を要しない動議に分類

日程追加を要する動議

日程追加を要しない動議

独立の動議

- ①議事進行に関する動議、②議題に直接関係のある動議

☆委員会代表権

委員長は委員会を代表するが、本会議の下審査機関として議会内部において委員会を代表するのみで、対外的に委員会を代表する権限は与えられておらず、対外的には議長が委員会をも含めて代表することとなる。→証人や公述人への通知は議長名で行われているから明らか。

(6)先決動議の競合

【市議会会議規則18条】

他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にかかって決める。

先決動議の競合における採決順序の決定基準(市議会会議規則18条)

①1つ以上の先決動議が競合した場合には、できるだけ提出された動議を採決する機会を与えようとし、1つの動議が採決されることによって、他の動議が採決される機会がなくならないようにする

②先決動議として正規の審議手続きを求めた場合は、正規の審議手続きを求めた場合は、正規の審議から先に採決すべき

③現状を肯定する動議と現状を否定する動議が競合した場合は、現状を肯定する動議を先決する

(4) 事務統理権

事務統理権とは議会の庶務を統理する権限をいう→議会の庶務とは地方自治法138条における議会における事務をいう

会議録の
作成

議決後の
予算・条
例の送付

閉会中の
副議長・
議員の辞
職許可

会議結果
報告

事務局職
員の任免

図書館の
管理 等

(6) 日程事項の掲載順序

理論

掲載順序は議長により決定。

実務

議会運営委員会の決定に基づき議長が決定

※一般的には同種類の案件についてはその案件が提出された順序による。例外として議長選挙等の議会の構成に関する事件は最重要かつ最優先事項であるため議事日程の最初に掲載することが適当。

10. 選挙・互選

法97条

法97条が適用される選挙

普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

- ①議長・副議長・仮議長の選挙
- ②選挙管理委員及び補充員の選挙
- ③一部事務組合・広域連合議会員の選挙等

(8)会期中に提出された議案と議事日程

議案と議事日程の関係

議事日程に掲げるタイミングに対する異議

議長は会期最終日までの議事日程に必ず掲載する義務あり→提出された議案を手元で握りつづすことはできない

議長の権限であるため他の議員が異議を申し立てることは会議規則で認められていない

⑦ 裁決権

裁決権

根拠条文

過半数議決において、可否同数の場合に表決権のない議長が行使することができない権限

【地方自治法116条】

- ① この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ② 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

(10)会期最終日において議事日程の変更が 否決された場合の取扱い

会期最終日における日程の途中で、
議案の日程追加が否決された場合

全ての議事日程が議了した後に、議
案の日程追加が否決された場合

その日の議事日程が全て終了した後
に再度、日程追加を諮る

日程追加の否決が、議案の審議未
了・廃案となる

⑤ 表決権を有する者

表決権を有する者

議長

本会議に出席している議員（地方自治法116条）

過半数議決においては表決権は有しておらず裁決権のみ有する。特別多数議決の時は表決権を有する。

(12)議会の構成に関する事件と日程追加の是非

理論上

議会の構成に関する事件は、理論上は日程追加を諮ることなく審議を行うことが可能→日程追加が否決されても審議しなくていいわけではない

実務上

日程追加を諮る→昭和31年に標準会議規則を制定するにあたり先決事件である議長選挙も日程追加を諮っていた議会が多く存在し、日程追加を不要とする解釈をとることは混乱をもたらしかねないから

③議案の賛成者等

議案の賛成者

議案の成立に積極的に努力すべき立場にあることから討論は可能

継続審査又は棄権を求める者

討論は意見の表明であるが、賛成または反対のいずれかでなければならぬことから討論は不可能

☆議長選挙における所信表明の状況

【15-1】議長選出時における議長就任希望者の所信表明等の機会の導入状況
(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	導入している	導入していない
5万人未満 303	178 (58.7%)	125 (41.3%)
5~10万人未満 235	129 (54.9%)	106 (45.1%)
10~20万人未満 145	69 (47.6%)	76 (52.4%)
20~30万人未満 48	16 (33.3%)	32 (66.7%)
30~40万人未満 32	7 (21.9%)	25 (78.1%)
40~50万人未満 17	4 (23.5%)	13 (76.5%)
50万人以上 15	4 (26.7%)	11 (73.3%)
指定都市 20	7 (35.0%)	13 (65.0%)
全市 815	414 (50.8%)	401 (49.2%)

【15-4】申合せや慣例による議長の任期
(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	任期1年	任期2年	任期4年
5万人未満 231	34 (14.7%)	189 (81.8%)	8 (3.5%)
5~10万人未満 200	55 (27.5%)	143 (71.5%)	2 (1.0%)
10~20万人未満 117	45 (38.5%)	71 (60.7%)	1 (0.9%)
20~30万人未満 40	12 (30.0%)	28 (70.0%)	0 (0.0%)
30~40万人未満 26	16 (61.5%)	10 (38.5%)	0 (0.0%)
40~50万人未満 15	8 (53.3%)	7 (46.7%)	0 (0.0%)
50万人以上 9	3 (33.3%)	6 (66.7%)	0 (0.0%)
指定都市 12	5 (41.7%)	7 (58.3%)	0 (0.0%)
全市 650	178 (27.4%)	461 (70.9%)	11 (1.7%)

各割合は、議長任期に関する申合せや慣例がある650市の人口段階別の市数を基準としている。

6. 議事日程作成 (1) 意義と条文

会議規則（市会規20条・町村
会規21条）

議事日程とは

議事日程とは、会議を能率的に行うために、開議の日時及び会議に付する事件並びにその順序等を掲載したものを指す。議事日程は、議事日程に記載された開議の日のみ効力を有する。

議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

8. 議長・委員長の発言と裁決権

議長は会議規則54条の規定により議員としての身分も有することや、議員席に着けば議員として発言をすることは法的に認められている。→しかし、議長は中立公正性の立場から本会議の議事をつかさどる必要があるため、一議員としてその発言を行うことは中立公平性を他の議員から疑われることとなり、円滑な議事運営を行うことが難しくなることに留意を要することと議長が討論を行うことは当該案件に対して中立公平性を明らかに欠くこととなるため、会議規則でも討論後は表決が終わるまでは議長職をとることは適当でないとして、議長席に戻れないことを規定している意味を考える必要あり。(委員長も同様)

【標準市議会会議規則54条・町村会議規則53条】

議長が議員として発言しようとするときは、議長席に着き発言し、発言が終了した後、議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

☆議長選挙における所信表明の状況

【15-1】議長選出時における議長就任希望者の所信表明等の機会への導入状況
(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	導入している	導入していない
5万人未満	178 (58.7%)	125 (41.3%)
303		
5~10万人未満	129 (54.9%)	106 (45.1%)
235		
10~20万人未満	69 (47.6%)	76 (52.4%)
145		
20~30万人未満	16 (33.3%)	32 (66.7%)
48		
30~40万人未満	7 (21.9%)	25 (78.1%)
32		
40~50万人未満	4 (23.5%)	13 (76.5%)
17		
50万人以上	4 (26.7%)	11 (73.3%)
15		
指定都市	7 (35.0%)	13 (65.0%)
20		
全市	414 (50.8%)	401 (49.2%)
815		

【15-4】申合せや慣例による議長の任期
(令和6年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	任期1年	任期2年	任期4年
5万人未満	34 (14.7%)	189 (81.8%)	8 (3.5%)
231			
5~10万人未満	55 (27.5%)	143 (71.5%)	2 (1.0%)
200			
10~20万人未満	45 (38.5%)	71 (60.7%)	1 (0.9%)
117			
20~30万人未満	12 (30.0%)	28 (70.0%)	0 (0.0%)
40			
30~40万人未満	16 (61.5%)	10 (38.5%)	0 (0.0%)
26			
40~50万人未満	8 (53.3%)	7 (46.7%)	0 (0.0%)
15			
50万人以上	3 (33.3%)	6 (66.7%)	0 (0.0%)
9			
指定都市	5 (41.7%)	7 (58.3%)	0 (0.0%)
12			
全市	178 (27.4%)	461 (70.9%)	11 (1.7%)
650			

各割合は、議長任期に関する申合せや慣例がある650市の人口段階別の市数を基準としている。

☆議長の委員会出席と発言

【地方自治法105条】

普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

○委員会における議長の発言内容（行実昭和27.6.21）

問 第105条は委員会において議長が発言でき、これを認めているが、この発言というのは、議題に対する発言を認めたものでなく、委員会運営の過程において議会全般からみて議長として発言の必要を認めたととき等に限られ、議案に対し発言する場合は、一般議員と同様な取扱をしなければならぬと解するかどうか。

答 議長の発言事項に関しては、何ら制限がないので、単に議長として議事整理権、議事事務統理権等の立場からのみでなく、議事の内容に立ち入って質疑し、意見を陳述することもさしつかえない。但し、議決に加わることのできないことはもちろんであるから念のため。

(14) 議事日程延期の動議と議事延期の動議

議事日程延期の動議

議事日程に記載された事件で議題に供されていない事件の全部又は一部を翌日以降に延期する動議

議事延期の動議

議事日程に記載された事件で議題に供された事件の審議を翌日以降に延期する動議

(3)議事日程への掲載事項

議事日程に掲載すべき事項

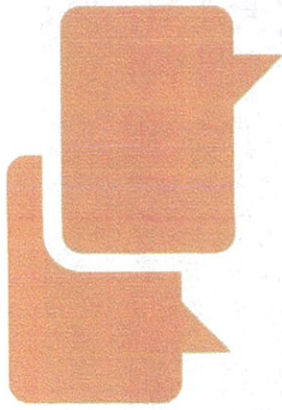
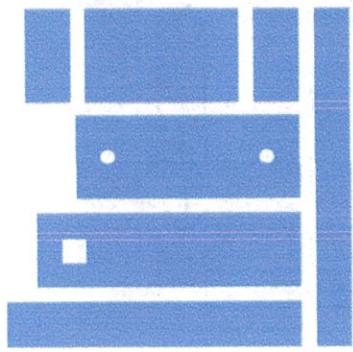
会議に付する事件

諸般の報告

①開議の日時②会議に付する事件③会議に付する事件の順序等

①議決の対象になる事件②議会の議決の対象とならない事項であつてもその内容が会議の審議において重要なもの（一般質問・選挙等）

議事日程に掲載する
のが適当



ご清聴どうもありがとうございました